

基本的対処方針が変更されたこと等を踏まえ、新たな基本的対処方針に基づく感染症対策の継続的かつ着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 27 日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

本日付けで開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

各府省庁におかれましては、変更された基本的対処方針に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

- (別紙 1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について
- (別紙 2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和 3 年 11 月 19 日 (令和 5 年 1 月 27 日変更)

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 (総括 2 班)

担当者 : 武内、入野、鈴木、上田、柴山、伊原

直通 03 (6257) 1309

e-mail g. sinngatainnfuru. taisaku001@cas. go. jp